

西駒郷基本構想見直しの経緯

1 西駒郷の歴史

西駒郷が昭和 43 年に開所する前までは、県内の知的障害児者の入所施設は、知的障害児施設が 6 施設（定員 388 人）、知的障害者の施設が 1 施設（70 人）、合計 7 施設（458 人）のみという状況で、新たな施設整備が強く求められました。

当時は、全国的に知的障害者の福祉施設として、生活指導、職業訓練、授産等の機能と長期の居住施設を併せた大規模総合援護施設（コロニー）の整備が検討されており、長野県では全国に先駆けて知的障害児、知的障害者更生、知的障害者授産の 3 つの機能を持った定員 500 人の施設として西駒郷が計画されました。

昭和 43 年に知的障害児施設及び知的障害者更生施設として更生訓練部（200 人、その後 190 人に変更）が開設され、翌年、知的障害者授産施設として生業部（250 人）が、昭和 46 年に重度者の知的障害者更生施設として保護部（50 人、その後 60 人に変更）が順次開設されました。以来、全県域を対象とした入所施設として、県内全域から知的障害のある方々を受け入れてきました。

2 西駒郷の役割見直し等の背景

近年、民間の社会福祉法人による施設整備が進み、現在、入所施設は知的障害児施設が 3 施設（120 人）、知的障害者の施設が 39 施設（2,370 人）に増加し、県内の 10 障害保健福祉圏域のそれぞれに施設が設置されました。

また、知的障害者福祉施策は、ノーマライゼーション^{*}の理念に基づき、障害のある方々が自分の生まれ育ったそれぞれの地域で生活できることをめざして、従来の施設入所中心から、地域生活の支援へと施策の重点が転換され、各種の在宅福祉サービスの充実が進められています。

平成 15 年度から、利用者の自己決定を尊重した利用者本位の社会福祉制度として、従前の措置制度が利用制度（支援費制度）に移行され、知的障害者の更生援護の実施主体が市町村となりました。

さらに平成 18 年度から障害者自立支援法が施行され、障害者が能力及び適性に応じて自立した生活を営むことができるような障害福祉サービスを行う制度に移行しました。

こうした福祉構造の転換の中で、全国的にも大規模施設のあり方が見直されつつあり、宮城県船形コロニー、国立コロニーのぞみの園等は大規模な縮小の方針を打ち出す等、利用者が施設を出て、地域で暮らすということが、全国的に大きな流れになっています。

以上のように、西駒郷を取り巻く社会的状況は開所当時と大きく変化し、改築に際しては、これを踏まえて今後の県立施設としての役割、機能、定員等について見直すことが必要となりました。

3 西駒郷改築検討委員会の提言

西駒郷改築検討委員会は、平成 13 年 7 月に発足以来 7 回開催され、平成 14 年 10 月に知事に対して提言がなされました。

その概要は、次のとおりです。この提言を尊重して、西駒郷基本構想を策定しました。

全県域対象の長期入所型の大規模総合援護施設（コロニー）として改築すべきではない。

今後、入所施設を設置して直接サービスを提供する役割は社会福祉法人に任せ、長野県はその支援、調整等の役割を担うべきである。

ただし、現在までの経過及び現状を踏まえ、当分の間は、長野県が一定程度の入所施設の設定主体としての役割を果たすことが必要である。これについても、将来的には、社会福祉法人にその役割を任せるべきである。

利用者の居住環境の早急な改善が必要である。

利用者の地域生活の支援体制を全県的に整備し、地域生活への移行を促進することが必要である。

この地域生活移行は、利用者及び保護者の理解を得て進め、利用者の援護の責任を保護者に転嫁することなく、長野県が責任を負うべきである。

4 西駒郷基本構想の概要（平成16年3月策定）

西駒郷改築検討委員会の提言を基にして、西駒郷のあり方とともに長野県の知的障害者福祉施策の方向を示すため、平成15年度から24年度までを対象期間とした西駒郷基本構想を策定しました。

(1) 目的 西駒郷基本構想は、ノーマライゼーションの理念に基づいて、知的障害者が地域で普通の暮らしをすること、また、利用者への支援内容の充実や居住環境の改善を図るための具体的方策を明らかにします。

(2) 性格 この基本構想は、西駒郷のあり方とともに、全県の知的障害者の地域生活を積極的に支援することを示します。西駒郷をはじめ、県内の施設入所者の地域生活移行の促進と、在宅福祉を充実するという、長野県が目指す方向を示し、県民・市町村・社会福祉法人等に協力を求めています。

(3) 対象とする期間

長期的な観点も視野に入れ、平成15年度から24年度（10年間）を構想期間とします。

西駒郷の将来像については、地域生活移行の状況により、また社会環境の変化等に対応できるよう、施設整備計画を含め平成18年度に見直しを行います。

(4) 5か年の地域生活移行推進プラン

平成15年度から19年度までの5年間を地域生活移行推進プランの期間とし、地域生活移行の取組を示し集中的に進めます。プランの進捗管理は毎年行います。

(5) 西駒郷の将来像

ア 5年後の西駒郷

西駒郷の入所定員は、利用者の地域生活移行を進め、順次縮小していきます。このため、地域生活の支援体制を全県的に整備し、5年間で250人程度の地域生活移行が実現できるよう努め、5年後の入所定員は190人程度とします。

当面60人規模の居住棟を1棟建設するとともに、並行して、既存の居住棟については、計画的な地域生活移行を進めて4人部屋を解消し、必要な改修を行い、居住環境を改善します。

通所更生（20人程度）及び通所授産（60人程度）の機能を、西駒郷の既存の作業棟などを活用して開設し、地域生活移行した西駒郷利用者と、地域の在宅の方を対象とした日中活動の場としての機能を持つ施設

とします。なお、通所授産施設については、利用者の地域生活移行の状況により、分場等を上伊那圏域内に設置することも検討します。

知的障害児施設としての機能は平成16年度末をもって廃止します。なお、現在、知的障害児施設へ入所されている方については、地域生活移行、あるいは、「者」の施設としての西駒郷への入所手続を進めます。

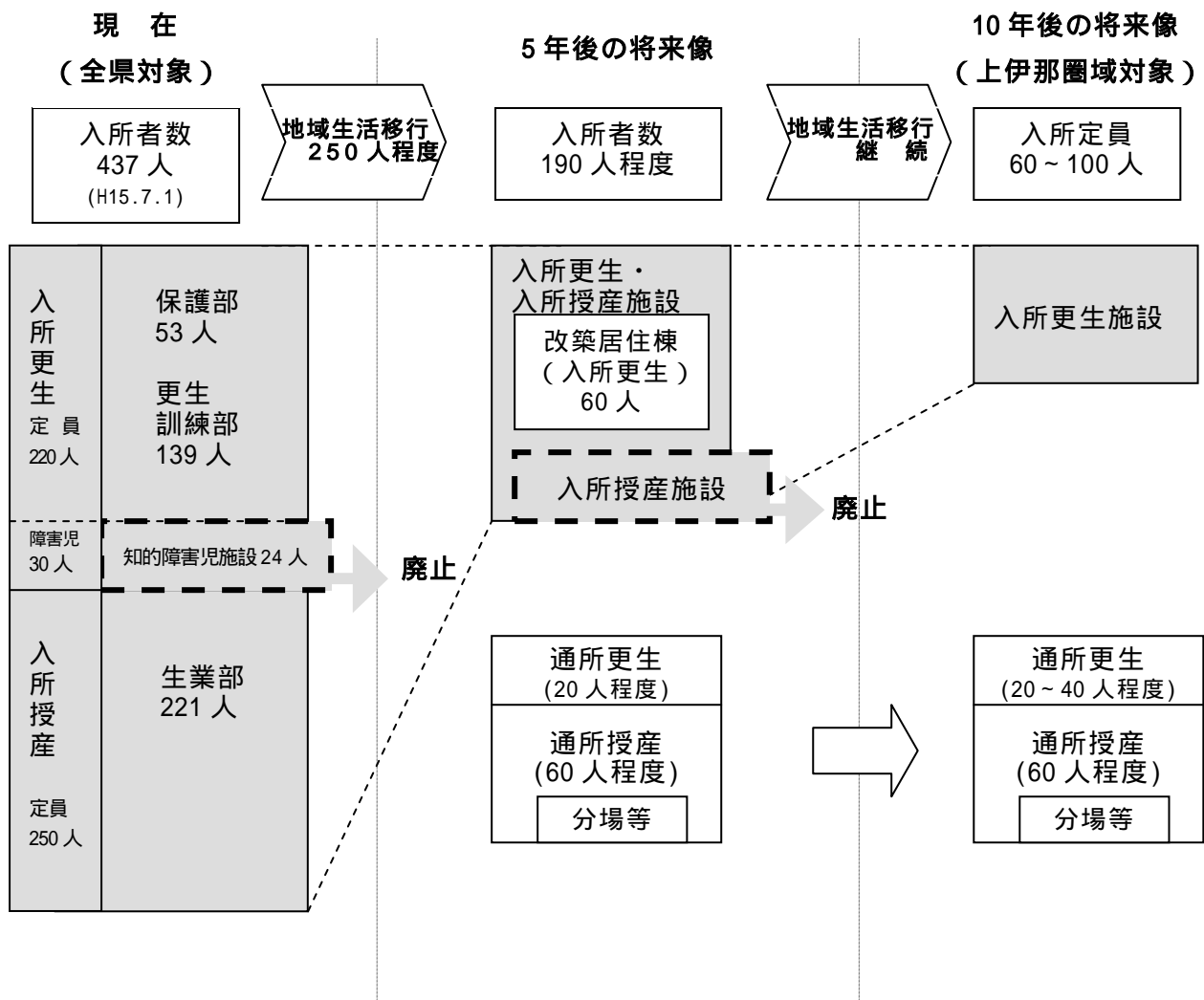
イ 10年後の西駒郷

5か年の地域生活移行推進プラン後も地域生活移行を進め、10年後は、上伊那圏域を対象とした60～100人程度の入所更生施設（20～40人の通所部併設）となることを目指します。

入所授産施設は廃止し、既存の施設を活用して60人程度の通所授産施設とします。入所更生施設の通所部と併せ、在宅の障害者を積極的に支援する施設とします。

ウ 西駒郷の運営主体

西駒郷は、今後、上伊那圏域を対象とした施設となることから、施設の運営は他の圏域と同様に、将来的には社会福祉法人が担うこととします。



5 地域生活移行推進プラン5年間(平成15年度～平成19年度)の取組状況

平成15年度から現在まで188人の利用者が地域生活に移行しました。

地域生活移行に必要なグループホーム^{*}など生活の場、通所授産施設など日中活動の場、相談支援体制の整備など計画に沿っておおむね順調に整備されています。

また、通所更生、通所授産の機能を開設するとともに、居住棟の建設を発注しました。

(1) 西駒郷利用者の地域生活移行の状況

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
地域生活移行計画数	32	65	65	50
累 計	32	97	162	212
地域生活移行者数	29	71	56	32
累 計	29	100	156	188

(2) 地域生活移行推進施策の実施状況

西駒郷利用者の地域生活移行を進めるため、生活の場の確保、日中活動の場の確保、相談支援体制の整備を進めてまいりました。その主な実施状況は次のとおりです。

ア 生活の場の確保

・知的障害者グループホームの整備(補助対象箇所数)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	計
整備総数	14	38	33	23	108
うち西駒郷特別加算分	9	25	13	8	55
(参考)グループホーム数	38	62	110	149	(各年度4月1日現在)

・重症心身障害者等グループホーム(看護師、介護職員を配置する経費の加算)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	計
箇所数	2	2	2	3	9
定員(人)	8	10	9	13	40

イ 日中活動の場の拡大

知的障害者日中活動の場拡大事業実施状況

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	計
箇所数	5	7	5	17
定員(人)	52	105	112	269

(国庫補助対象外の通所授産施設・その分場、入所更生施設への通所部創設等)

ウ 相談支援体制の整備

障害者総合支援センターの設置（10 圏域）

	(参考)平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	計
知的障害者生活支援コーディネーター等の配置 (人)	34	65	68	68	-
相 談 件 数	-	61,729	79,601	100,381	241,711

(障害者総合支援センターは平成16年度に設置)

(3) 新居住棟の建設

平成18年7月に60人規模の居住棟の建設を発注し、平成19年秋から使用を開始します。これにより4人部屋が解消されます。

(4) 通所更生、通所授産

地域生活移行した利用者と、地域の在宅の方を対象とした日中活動の場を確保するため通所更生、通所授産の機能を開設しました。

(5) 知的障害児施設

知的障害児施設としての機能は平成16年度末をもって廃止しました。

6 西駒郷基本構想の見直し

平成19年度までの5年間を地域生活移行推進プランの期間として、地域生活移行に集中的に取り組んできましたが、実施状況の検証と基本構想策定後の社会環境の変化を今後の施策に反映させるため、平成18年度に基本構想の見直しを行いました。